

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-112
許認可等の種類	都市公園の占用許可及び変更の許可			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第6条第1項、第3項、第33条第4項			
許認可等の概要	都市公園において公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとする場合における許可及び変更許可（公園予定地に準用）			
審査基準 （未設定の場合 はその理由）	<p>○ 長野県都市公園使用許可事務取扱要領（平成18年 3月 3日付け17都第246号）</p> <p>第3 占用の許可</p> <p>1 許可基準</p> <p>次に掲げる基準を全て満たす場合に、許可できるものとする。</p> <p>(1) 都市公園の占用が公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(2) 都市公園の占用が政令第15条から第17条までの規定による占用の技術的基準を満たすものであること。また、常に許可の基準及び許可条件を適合するよう、適切な維持管理が行えるものであること。</p> <p>なお、上記の基準を満たす場合であっても、第2の1の後段に該当する場合は、許可しないこと。</p> <p>（第2の1後段：許可期間終了後、原状に回復することが容易でないと認められる場合）</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園使用許可事務取扱要領（平成18年 3月 3日付け17都第246号）第3の1			
標準処理期間 （未設定の場合 はその理由）	未設定（許可申請に係る占用物件等が多様であり、事案ごとの裁量が大きいため）			
期間の制定根拠	—			